法第三条の二第三項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（以下「外国居住者等所得相互免除法施行規則」という。）第六条第二項
株主等配当等（	株主等対象配当等（
「株主等配当等	「株主等対象配当等
当該株主等配当等に係る株主等である者に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用
、当該株主等配当等	、当該株主等対象配当等
当該租税条約の効力発生の日	適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）
株主等配当等が	株主等対象配当等が
法第三条の二第一項	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項
配当等（	対象配当等（
「配当等	「対象配当等
の名称、	の名称及び
所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地	所在地
、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び	及び
第一項第一号	
配当等	対象配当等
租税条約の相手国等	外国法人に係る外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）
配当等の	対象配当等の
租税条約の相手国等	外国法人に係る外国
うち当該租税条約	うち外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項
当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用
配当の	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する前条第一項第五号イに規定する対象配当の
第一項第二号	
第一項第三号から第七号まで	

配当に	対象配当に
利子で債券に係るものの	対象利子（外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する前条第一項第五号ロに規定する対象利子をいう。以下同じ。）で債券に係るもの
利子で債券に係るもの以外	対象利子で債券に係るもの以外
利子の	対象利子の
使用料の支払を	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する前条第一項第五号ニに規定する対象使用料の支払を
当該使用料	当該対象使用料
同号の租税条約	外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項
第一項第十号	
相手国等の権限ある当局	外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関
第一項第十一号	
株主等配当等の	株主等対象配当等の
当該株主等配当等	当該株主等対象配当等
第二項	
配当又は利子	対象利子
第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第四項の規定の適用
同項	第一項
租税条約の相手国等の権限ある当局の当該免除	外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の同条第四項の規定の適用
者が	者が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる
つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得を当該株主等である者に相当する居住者又は内国法人の所得としたならば当該外国において同項の規定によりその所得税に相当する税が課されるとしたならば当該外国において所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合において、かつ、外国
第四項	
相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関
同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める	外国居住者等所得相互免除法第十五条第四項の規定の適用を受けるための
を同項	を前項
第五項	